



2023年2月22日

各 位

会社名 株式会社網屋  
代表者名 代表取締役社長 石田 晃太  
(コード番号：4258 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理本部長 森 行博  
(TEL：03-6822-9999)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月29日開催予定の第27回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2022年12月21日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2023年3月29日（水）	（予定）
定款変更の効力発生日	2023年3月29日（水）	（予定）

以 上

## 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に取締役10名以内を置く。 (新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に取締役10名以内を置く。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> <u>3. (現行どおり)</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. (現行どおり)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会<u>の</u>招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (省略)</p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第 29 条 (省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 <u>(員数)</u> 第 30 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</p> <p><u>(選任)</u> 第 31 条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u> 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>3. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u>  第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第34条 <u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u>  第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u>  第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u>  第32条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u>  第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(責任免除)</u>  <u>第 39 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u>  <u>2. 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人  第 40 条～第 42 条（省略）</p>	<p>第 6 章 会計監査人  第 35 条～第 37 条（現行どおり）</p>
<p>第 7 章 計 算  第 43 条～第 46 条（省略）</p>	<p>第 7 章 計 算  第 38 条～第 41 条（現行どおり）</p>
<p>(附則)  (新設)</p>	<p>(附則)  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>第 1 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役であった者の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>

以 上